

# 肥料価格高騰対策事業【秋肥】申請書類チェックシート

琴浦町農業再生協議会

氏名 \_\_\_\_\_ 【受付コード番号： \_\_\_\_\_】

## 【取組実施者（生産者）の交付要件】

(要件①) 化学肥料の2割削減を実現するため、取組メニューの中から2つ以上を実施 (要件②) 取組は本年から2年間に実施 これまでの取組も考慮し、同じ取組については、拡大強化も対象
(対象期間) 秋肥 令和4年6月～10月に購入したもの <u>令和4年秋肥として、申請者本人が使用する肥料が対象です。</u>
(対象肥料) 肥料法に登録されている肥料（国により肥料成分が保証されているもの）

## 【支援金の申請受付に必要な書類】

化学肥料低減計画書（様式第1-1号、様式第1-2号【両面印刷】）

申請する肥料が確認できる書類の写し

・購入日（又は注文日）、肥料名、価格、数量、購入金額が確認できる以下の書類

肥料代を支払ったことを証明する書類（領収書等の写し）、又は支払い義務が生じたことを示す書類（請求書等の写し）

※注文によらず購入した（店頭で購入した）肥料については、様式第1-2号に購入した肥料名、規格、数量、購入金額、購入先を記入して、根拠書類（レシート等）の写しとともに提出して下さい。

令和4年6月から10月末までに発注した肥料については、発注したことを証明する書類（注文書等の写し）

振込口座届（様式4号）・通帳（口座の確認のため）

農作物の販売を確認できる書類の写し（販売伝票、精算通知書等の写し）

この度の支援事業に申請し、支援金を受けた方は、令和6年11月頃に実施報告書の提出が義務付けられます。（品目や施肥の時期によっては、令和5年11月頃に中間報告として実施報告書の提出を求められることがあります。※令和5年11月頃の中間報告は全ての方が対象ではありません。）

また、この事業に関する書類は支援金交付の翌年より5年間保存してください。

〈実施報告時の提出書類〉

1、化学肥料低減実施報告書

2、化学肥料低減の取組を実施したことを証明する書類の写し

（土壌診断結果・施肥設計書・作業日誌・写真等）